



平成26年 5月発行

第193号

The Hashima Chamber of Commerce & Industry

はしま会議所タイムズ

羽島商工会議所

〒501-6241 岐阜県羽島市竹鼻町2635番地 TEL(058)392-9664 FAX(058)392-6708
E-mail : info@hashima-cci.or.jp URL : http://www.hashima-cci.or.jp



出陣式の様子

第5回

はしま熱血飲食まつり 盛況の内に閉幕

4月25日(金)～5月6日(火) 飲食・サービス部

4月29日(火) に行われ

日(火) 飲食・サービス部 (山田恒夫部会長) では、飲食店を盛り上げるために、羽島喫茶組合、羽島市菓子工業組合、羽島市飲食店組合と協力し、「第5回「はしま熱血飲食まつり」を開催、盛況のうちに終了いたしました。

多くの協賛、ご参加、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

～会費のお知らせ～

6月は商工会議所会費納入の月です。

事業所名・代表者名等に変更がございましたら、商工会議所までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

会費の納入にはご利用の預金口座(ゆうちょ・農協を除く市内金融機関)よりお引き落としさせていただきます。新たにご利用される方は5月末日までに商工会議所へお申込み下さい。

また、会費は従業員数・資本金額によって計算基準が定められておりますので、ご不明な点がございましたら、商工会議所へお問い合わせ下さい。



4月25日から5月6日にかけて、ふじまつりが開催されました。「竹鼻別院のふじ」として多くの人に親しまれる樹齢300年を越す古木の開花を楽しむお祭り、竹鼻保育園児の鼓笛隊演奏を皮切りに、いろいろなイベントが行われました。また、5月3日の竹鼻まつりでは、羽島市制60周年を記念して全13輛の山車が竹鼻の街並みを曳行し、絢爛豪華な一大絵巻を繰り広げました。



- 2ページ： 会員優遇融資制度、エキスパートバンク、喫茶室募集
- 3ページ： マル経融資制度枠拡大、業務改善助成制度、領収証の印紙税
- 4ページ： 新入会員紹介、無料相談窓口、金融情報

会員優遇融資制度のご案内

申込人資格	次の(1)~(3)のすべてを満たすかた。 (1)岐阜県内で保証対象となる同一事業を1年以上継続して営んでいるかた。 (2)中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者。 (3)羽島商工会議所の会員であり、継続的な経営指導が受けられるかた。
保証金額	制度限度額 1,250万円 ただし、直近決算の平均月商の3倍以内。
貸付利率	年率2.00%以内の固定利率で金融機関の所定する利率となります。
資金用途	事業に必要な運転資金・設備資金に限ります。
融資期間	運転資金7年以内。 設備資金10年以内。
信用保証料率	年率0.50%(一律)、または年率0.50~2.00%の範囲内で、協会が所定する料率となります。 (通常の信用保証料率より最大0.20%を引き下げ。)
その他	詳しい制度概要については、下記ホームページでもご覧いただけます。 http://www.cgc-gifu.or.jp/news/entry-332.html

当商工会議所では、会員限定の融資制度「商工会議所・商工会提携小口零細企業保証(略称…提携型全国小口)」を岐阜県信用保証協会と提携し今年度より開始いたしました。

この提携型全国小口は、取扱指定商工団体が経営支援を行い、岐阜県信用保証協会が通常の保証料率から最大年率0.2%を引き下げして、小規模企業者への協働支援を行う保証制度です。

融資制度についてのお問合せは、中小企業相談所(392-9664)までお問合せ下さい。

○このご案内は、融資商品の内容をお知らせするものであり、一切の信用保証・ご融資をお約束するものではありません。

○商工会議所、金融機関及び信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。

エキスパートバンクをご活用ください(専門家派遣制度)

エキスパートバンクとは

様々な問題に直面する企業の経営・技術面の強化を支援する制度です。
要望に応じて、登録されたエキスパート(専門家)を事務所に派遣し、具体的・実践的なアドバイスによって問題の解決に役立てていただくものです。

◆お気軽にご利用下さい◆

- 費用は無料です。但し、2回目以降は1回につき10,000円の自己負担が必要になります。また、指導に伴う材料費等は、実費負担していただきます。
- 県内の小規模企業が対象です。(常時雇用する従業員が商業・サービス業では5名以下、その他の企業は20名以下の企業)
- 秘密厳守

◆こんなときにお役に立ちます◆

あらゆる業種で

- コストダウンを図りたい。
- 就業規則を作りたい。
- 雇用関連の助成金を活用したい。
- 経営や経理にITを導入したい。
- 新製品の開発や新分野への進出についてアドバイスを受けたい。
- ISOを取得したい。
- 特許・商標・意匠・実用新案について知りたい。
- クレームの対処方法についてアドバイスを受けたい。
- 経営ビジョンを作りたい。…等

製造業で

- 作業効率を上げたい。工程を見直したい。
- 自動化・省力化を図りたい。
- 製品ロスを減らしたい。
- 新技術の導入を図りたい。
- 騒音・排水・廃棄物の問題を解決したい。…等

お申込み・お問合せ

中小企業相談所 ☎058-392-9664

喫茶室(商工会議所内)の店舗利用者を募集します。



商工会議所1階の「喫茶れんげ」が、本年6月30日をもって閉店となります。つきましては、店舗利用者の募集をいたしますので、希望される方は、ぜひ一度お問合せください。

・店舗面積 三四・六八㎡



詳細等については、商工会議所 総務振興課までお問い合わせください。 ☎392-9664

マル経融資制度(経営改善貸付)が 2000万円に拡充

商工会議所で経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

資金の使いみち

運転資金(仕入資金掛金・手形決済資金・給与の支払・諸経費等の支払) 設備資金(店舗・工場改装・営業車両購入・機械・設備・什器等の購入)

融資限度額

2000万円

ご返済期間(うち据置期間)

運転資金

7年以内(1年以内)

設備資金

10年以内(2年以内)

利率(年・固定)

1.45%

(平成26・4・9現在)

保証人・担保

保証人、担保は不要です。信用保証協会の保証料も不要

融資対象者

以下のすべての要件を満たす方

○従業員20人以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方

○商工会議所の経営指導を受けて事業改善に取り組んでいること

○最近1年以上、同一会議所の地区内で事業を行っていること

○商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること
○税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納していること

ご利用にあたっては商工会議所の推薦が必要です。

※融資利率は金融情勢により変わります。詳しくは中小企業相談所までお問い合わせください。

無料 司法書士 相談会のご案内

中小企業者・従業員の方のための
当所では「中小企業者のための無料司法書士相談会」を毎月第4水曜日に開催しております。

事業承継問題、債権債務の処理などのトラブルや各種登記、会社設立に関するご相談などにぜひご利用ください。

日時

毎月第4水曜日
午後1時〜午後4時

場所

羽島商工会議所

相談員

岐阜県司法書士会所属
簡裁訴訟代理関係業務認定司法書士

秘密厳守・要予約

相談時間が限られておりますので、事前にご予約いただき簡単な内容をお知らせください。

なお、相談上、各種手続きが発生した場合には、費用負担がかかります。

お問合せ、ご予約は、中小企業相談所

☎ 392-9664

業務改善助成金制度のご案内

岐阜労働局では、最低賃金の引上げに向けた中小企業のみならずへの支援として、平成26年度も引き続き業務改善助成金制度を実施することとなりました。

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(時間額800円未満)を時間額40円以上引き上げる賃金改善計画と業務改善計画を併

せて実施すると、業務改善に要した費用の2分の1、企業規模が30人以下の事業の場合は、4分の3(いずれも上限100万円)を国が助成する制度です。

お問い合わせは

岐阜労働局賃金室

☎ (058) 245-8104

国稅庁よりお知らせ

平成26年4月1日より、「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

事業者の皆様が平成26年4月1日以降に作成する領収証やレシートなどの「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税については、記載された受取金額が5万円未満のものについて非課税となります。

平成26年4月1日以降、領収証等を作成する際には、受取金額を確認の上、納付する印紙税額に誤りのないようご注意ください。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る 印紙税の非課税範囲	
平成26年3月31日まで	平成26年4月1日以降
3万円未満	5万円未満

無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
金融 妻予約	【日時】5月21日(水) 10:00~12:00 【相談員】日本政策金融公庫
記帳	●昼間 5月19日(月)、20日(火) 14:00~16:00 【相談員】本所職員
	●夜間 【日時】 5月21日(水)、22日(木) 19:00~21:00 6月4日(水)、5日(木) 19:00~21:00 【相談員】税理士・本所職員
法律 妻予約	【日時】5月28日(水) 13:00~16:00 【相談員】岐阜県司法書士会所属 司法書士 「相続」「遺言」「財産管理」等身近な問題についてアドバイス! お気軽にご利用ください。

※開催場所は、いずれも羽島商工会議所です。
※金融、法律のご相談は、面談時間等の調整を行いますので、お電話にてご予約ください。

お問合せ 中小企業相談所 ☎392-9664

金融情報

金利のお知らせ(H26.5.1現在)

【日本政策金融公庫】

マル経資金……………1.45%

普通貸付……………1.40~2.80%

【羽島市融資制度】 小口融資……………0.75%

※小口融資のお問合せ・お申込みは、
羽島市商工観光課(☎392-1111)まで

創業62年の実績
安全・信頼のブランド
羽島観光バスです。



岐阜羽島バス・タクシー株式会社 お気軽にお問合せください
岐阜県羽島市舟橋町宮北1丁目21番 ☎058-391-2205

一生に一度、ご利用ください。
大切な日のお手伝い。
BRIDAL TAXI
ブライダルタクシー

会員になっていただける 事業所をご紹介ください

取引先やお知り合いで、まだ商工会議所にご加入されていない事業所がございましたら、ぜひともご紹介ください。

入会のメリット

- 相談** 金融(融資)・税務・経理・経営・労務・創業など
- 交流** 研修会・セミナー・部会活動など
- 福利厚生** 健康診断・各種共済(保険)・施設優待料金
会議室が割安料金など



新入会員の紹介

ご入会

ありがとうございます

平成26年3月加入

メナードフェイシャルサロン Flocorir

- 代表者 可児 美香
- 所在地 堀津町須賀北2-27
- 電話 398-3655
- 事業内容 化粧品販売・エステ
- 部会 飲食・サービス



アーキテクトM

- 代表者 川岸 豊誌
- 所在地 堀津町前谷73-4
- 電話 398-3483
- 事業内容 建築現場管理コンサルタント
- 部会 建設

村井左官

- 代表者 村井 光蔵
- 所在地 竹鼻町狐穴1029
- 電話 392-5754
- 事業内容 エクステリア
- 部会 建設

丹羽MEC

- 代表者 丹羽 雅仁
- 所在地 正木町曲利1393-1 コンフォール203
- 電話 372-6952
- 事業内容 製造組立(制御盤・配電盤)
- 部会 一般工業

徳番建築

- 代表者 番 秀晃
- 所在地 堀津町須賀南1-62
- 電話 398-2546
- 事業内容 建設
- 部会 建設